

(別紙)

環境調整室施設及び設備整備事業実施要綱

1. 目的

この事業は、いわゆるシックハウス症候群に係る鑑別診断、カウンセリング等を行うことができる環境調整室の整備を行い、もって当該症候群に係る医療を普及することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3. 整備基準

この事業でいう環境調整室とは、次の設備を有する病室であること。

- ・微量化学物質を患者に曝露して症状の誘発の有無を確認するためのブース（診断用クリーンルーム）
- ・環境中の微量物質を除去する高性能のエアフィルターを備えた病室（治療用クリーンルーム）

4. その他の留意事項

環境調整室の整備に当たっては、いわゆるシックハウス症候群の診療に従事することができる医師等の職員の確保を行うものとする。

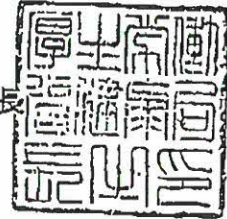
健発第0329023号

平成14年3月29日

各
都道府県知事
指定都市市長

殿

厚生労働省健康局長



環境調整室の整備事業について

近年、住宅の高気密化等が進むに従って、建材等から発生する化学物質による室内空気汚染等による健康影響が指摘され、いわゆる「シックハウス症候群」と呼ばれている。

今般、当該症候群が疑われる者の鑑別診断、カウンセリング等を行う環境調整室の整備を図るため、別紙「環境調整室施設及び設備整備事業実施要綱」により平成14年4月1日から同事業を行うこととしたので、その円滑な実施に努められたく通知する。